

三重大学オープンアクセス方針

令和4年10月5日 情報ライブラリーセンター運営委員会承認

令和4年11月16日 教育研究評議会承認

令和4年11月22日 役員会承認

(目的)

1. 三重大学（以下「本学」という。）は、基本理念に基づき、研究成果を積極的に社会に還元することを目指す。その一層の促進のため、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(論文のオープンアクセスによる公開)

2. 本学は、本学に在籍する教職員による学術論文（共著を含む。以下「論文」という。）を、オープンアクセスにより広く無償で公開する。公開の方法は、三重大学学術機関リポジトリ研究教育成果コレクション MIUSE(以下「機関リポジトリ」という。)のほか、オープンアクセスジャーナルへの掲載等、当該教職員が選択できることとする。なお、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(論文の提供)

3. 教職員は、機関リポジトリによる公開を選択する場合は、論文が掲載されてからできるだけすみやかに、機関リポジトリで公開可能な版を本学に提供する。機関リポジトリに関わる事項は、「三重大学学術機関リポジトリ研究教育成果コレクション MIUSE 運用指針」に基づき取り扱う。

(適用の例外)

4. 第2項にかかわらず、オープンアクセスジャーナルへの掲載等をしない場合で、契約等の理由により機関リポジトリでも公開できない場合又は機関リポジトリで公開可能な版は公開に適切でないと当該教職員が判断した場合、当該論文を本方針の適用外とすることができる。

(適用の不遡及)

5. 本方針施行以前に出版された論文には、本方針は適用されない。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

本方針は、令和4年11月22日より施行する。